

深 谷 市 火 葬 場 深 丘 園
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和8年7月

深 谷 市

目 次

1	指定管理者募集の趣旨	1
2	対象施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	1
4	指定の期間	2
5	使用料に関する事項	2
6	管理経費	2
7	申請の手続	2
8	指定管理者候補者の選定	7
9	指定管理者の指定及び協定の締結	8
10	事業報告、調査、指示等	9
11	その他	9
12	スケジュール	11
13	問い合わせ先	12

深谷市火葬場深丘園指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の趣旨

深谷市火葬場条例（平成22年深谷市条例第3号。以下「条例」という。）に基づき設置された、深谷市火葬場「深丘園」（以下「深丘園」という。）の管理に関する業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び深谷市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年深谷市条例第77号）の規定により、本募集要項のとおり指定管理者を募集します。

本募集要項は、深丘園の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

2 対象施設の概要

(1) 名称及び所在地

名 称	所 在 地
深丘園	埼玉県深谷市山河397番地1

(2) 施設の概要

別紙深谷市火葬場深丘園指定管理者管理業務基準書（以下「基準書」という。）のとおりです。

(3) 火葬実績

件

年 度		令和7年度 2025	令和6年度 2024	令和5年度 2023
火葬実績	人 体	1,937	2,108	1,944
	死産児	15	12	13
	胞衣等	17	26	15
	ペット	867	899	848

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 深谷市火葬場条例第3条各号に規定する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) 深丘園の使用許可に関する業務
- (4) 深丘園の使用料の収納に関する業務
- (5) その他管理運営に関する業務

4 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間です。

5 使用料に関する事項

深丘園の使用料については、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制は採用しません。利用者が支払う使用料金は、使用料として全て市の収入となります。

6 管理経費

(1) 管理経費の業務等

深丘園の管理にかかる経費の業務等は、基準書のとおりです。

(2) 指定管理料の決定について

市は、指定管理者が施設の管理に要する経費に充てるため、指定管理料を支払います。

指定管理者は、会計年度毎（指定期間）に指定管理料の額を算出し、管理の業務に係る事業計画書及び収支予算書(様式5)に記載してください。指定管理料については、毎年度、予算の範囲内で指定管理者に支払います。指定管理料の具体的な額や支払時期・方法等は、指定管理者と別途協議のうえ協定で定めます。

なお、使用料については市の収入となるため、管理の業務に係る事業計画書及び収支予算書（様式5）中の利用料金欄の記入は不要です。

(3) 上限額

市が支払う指定管理料（各年度）は、92,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）を上限とします。

7 申請の手続

(1) 申請者の備えるべき資格

ア 指定期間中、安定的に深丘園を管理する能力を有し、かつ当該施設の機能を効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。個人での申請はできません。

イ 法人等であっても、次のいずれかに該当する場合は申請できません。

また、申請後、指定を受けるまでの間にいずれかに該当することとなった場合、その資格を失うこととなります。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て

がなされている法人等

- (ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしている法人等及びその開始決定がされている法人等。（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかるものを含む）
- (エ) 深谷市から入札参加停止措置を受けている法人等
- (オ) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税、市税等の納付すべき税金を滞納している法人等
- (カ) 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき理由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定の取り消しを受けている又は取り消しを受けることが決定されている法人等
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (ク) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある法人等
- (ケ) その他代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等
- (コ) 火葬業務に現場責任者として5年以上携わった者を確保することができない法人等

※ 申請時に、上記イ（ア）～（コ）に該当しない旨の法人の誓約書（様式2）及び各役員からの誓約書（様式3）を提出していただきます。

- ウ 申請者は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下、「1都6県」という。）内のいずれかに事務所を置く法人等とし、かつ指定管理者として火葬場施設を5年以上の連続した期間、管理運営した実績があること。
- エ 複数の法人等で共同事業体を構成して申請する場合は、共同事業体の名称及び代表者を定めて、「共同事業体協定書兼委任状」（様式1）をあわせて提出してください。

なお、当該共同事業体の構成員は、当該施設に対し、他の共同事業体の構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

また、構成員のすべてが上記イ（ア）～（ケ）及びウの要件を満たさなければ申請を行うことはできません。

※ 複数の法人等が共同事業体で指定管理者に指定された後、例えば、そのうちの1団体が指定管理者の業務を継続できなくなった場合、その共同事業体全体が指定管理者の指定を取り消される場合がありますので、御注意ください。

- オ 現地説明会に参加しなかった法人等は、申請することができません。

(2) 申請の方法

申請に当たっては、以下の書類を市に提出してください。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 提出書類

番号	書 類 名
1	申請書類チェックリスト
2	「指定管理者の指定申請書」別記様式（第2条関係）すべての申請書が必要です。
3	共同事業体による応募の場合は、「共同事業体協定書兼委任状」（様式1）
4	「印鑑証明書」（申請日前3か月以内に取得したもの）
5	「応募資格がある旨の誓約書（法人等）」（様式2）
6	「応募資格がある旨の誓約書（役員）」（様式3）
7	法人等の定款若しくは寄附行為の写し及び登記事項証明書（申請日前3か月以内に取得したもの）又はこれらに準ずる書類
8	法人等の決算関係書類 * 過去2か年分の事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書又はこれに準ずる書類を提出してください。
9	法人等の予算関係書類 * 直近1年分の事業計画書、資金収支計算書又はこれに準ずる書類を提出してください
10	法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類 * 就業規則、経理規程、給与規程その他法人等の諸規程類を提出してください。 就業規則等の確認項目 ・ 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合は、就業時転換に関する事項 ・ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 ・ 退職に関する事項
11	(1) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3） * 税務署が発行したもので、申請日前3か月以内のもの (2) 法人都道府県民税及び法人事業税の納税証明書 * 都道府県の県税事務所が発行したもので、申請日前3か月以内のもの。直近2事業年度分。

	<p>(3) 市町村税の納税証明書</p> <p>* 市町村が発行したもので、申請日前3か月以内のもの。直近1事業年度分。市町村税は、前年度分の滞納(未納額)がないことを証明する書類を提出でも可。</p> <p>* 1都6県内に本店を有しない法人等の場合は、本店及び1都6県内事業所の2か所分の納税証明書を提出してください。</p>
12	「法人等役員名簿」(様式4)及び各役員の履歴書
13	<p>「管理の業務に係る事業計画書及び収支予算書」(様式5)</p> <p>1 法人等概要</p> <p>2 管理上の基本方針に関する事項</p> <p>3 管理業務の実施に関する事項</p> <p>4 収支計画に関する事項</p> <p>5 管理体制に関する事項</p> <p>* 独自書式を使用する場合は、必ず指定様式中に別添書類の名称を記入して提出してください。</p> <p>* 収支等については全て税抜で記載してください。</p>

* 各書類の作成及び添付については、各様式中の指示事項に従ってください。

イ 提出部数

正本(一式)1部と副本(審査事務用)10部を提出してください。なお、作成については申請書類チェックリストを参照してください。

(共同事業体による申請の場合は、「提出書類」の番号4から12までを構成員ごとに、副本については番号8, 9, 10及び12を構成員ごとに提出してください。)

また、用紙サイズは、原則としてA4サイズでお願いします。

◎正本(一式)(番号1~13・・・1部(二穴綴じフラットファイル。ホチキス綴じ不可。))

◎副本(番号1, 8, 9, 10, 12及び13)・・・10部(二穴綴じフラットファイル。ホチキス綴じ不可。)

なお、提出資料 A4 資料を縦にし、下側部分に通しのページ番号を記入してください。

(3) 提出方法

申請書類の提出は、持参又は郵送とします。

(4) 提出先

〒366-8501

深谷市役所市民生活部市民課

埼玉県深谷市仲町11番1号

電話番号 048-571-1211

(5) 募集要項の公表

指定管理者の公募については、深谷市ホームページに掲載しています。募集要項、申請書類等については、ホームページからダウンロードしてください。

(6) 申請書受付期間

令和8年8月10日（月）から令和8年8月21日（金）までの午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

なお、郵送の締切り時間は、令和8年8月21日（金）午後5時必着とします。

(7) 質問事項の受付

募集に係る質問を次のとおり受け付けます。ただし現地説明会に参加していない法人等の質問は受け付けません。

ア 受付期間

令和8年7月21日（火）から令和8年7月31日（金）までの午前9時から午後5時まで（土日を除く）

イ 受付方法

必ず、質問書（様式6）に記入のうえ、持参、郵送、Eメール又はFAXで提出してください。原則として口答による質疑は受け付けません。

[メールアドレス] simin@city.fukaya.saitama.jp

[FAX番号] 048-574-6666

ウ 回答方法

令和8年8月7日（金）までに現地説明会に参加した全ての法人等に回答します。なお、質問者名は公表しません。

(8) 現地説明会

深丘園の概要、管理業務の内容等を確認するため、次により現地説明会を開催します。

ア 日 時 令和8年7月14日（火） 午前10時開始

イ 場 所 深丘園（埼玉県深谷市山河397番地1）

ウ 申込方法 現地説明会参加申込書（様式7）に記入のうえ、令和8年7月7日（火）午後5時までに、持参、郵送、電子メール又はFAXにより、市民課まで申込みください。

(9) 留意事項

ア 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容が無償で使用できるものとします。

イ 提出された書類の内容を変更することはできません。また、申請書類に不備があった場合には、審査の対象にならないことがあります。

なお、提出された書類等は理由の如何にかかわらず返却しません。

ウ 提出された申請書類は、深谷市情報公開条例(平成18年深谷市条例第13号)に基づき公開することがあります。(原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を損なうおそれのある情報を除きます。)

エ 提出された書類について、補足する資料の提出を求める場合があります。

オ 申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(10) 失格

以下の事項に該当する場合は、失格とします。

ア 提出書類等が提出期限を経過してから提出された場合

イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

ウ 審査・評価・選考の公平さに影響を与える行為があった場合

エ その他要項に違反すると認められた場合

8 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

ア 申請書受付(第1次審査)

申請書受付時に提出された書類に不備がないか、応募資格を満たしているかなどの形式審査を実施します。なお、応募に要する一切の費用は、全て申請者の負担とします。

イ 選定委員会による審査(第2次審査)

第1次審査通過者を対象に次のとおり選定委員会による審査(第2次審査)を行います。

開催時期：9月下旬～10月下旬(正式な日時は、後日連絡いたします。)

第2次審査は書類審査とヒアリングを実施します。その後、選定委員会において指定管理者候補者の選定を行います。

(2) 選定基準

指定管理者候補者の選定は、以下の選定基準に基づく総合的な評価により行います。

ア 事業計画書に基づく公の施設の運営が、市民の平等な利用を確保することができるものであること(10点)

(ア) 公の施設の管理を行う上での基本的な考え方は適切か。

(イ) 利用者、利用団体に対し、公平・平等な利用の確保が図られているか。

イ 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること(30点)

(ア) 施設の設置目的等に合致した運営方針であるか。

(イ) PR、広報活動を含め、サービス向上のための取組みや利用促進の取組みは適切か。

- (ウ) 防犯・防災への対応や緊急時対策は適切か。
- (エ) 個人情報保護等の情報管理の取組みは適切か。
- (オ) 施設・設備の維持管理の取組みは適切か。
- (カ) 自主事業計画の内容は適切か。

ウ 事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること
(20点)

- (ア) 提案価格の評価
- (イ) 使用(利用)料金収入や各経費等、収支の積算は妥当か。
- (ウ) 経費縮減のための方策は適切か。

エ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する法人等であること(30点)

- (ア) 法人等の財政状況は健全か。また、安定確実に業務を行える経営規模か。
- (イ) 安定した管理が見込まれる組織体制か。
- (ウ) 職員配置計画は適切か。
- (エ) 配置職員の人材育成・研修計画は適切か。
- (オ) 再委託の方法等は適切か。
- (カ) 類似施設の管理実績を有しているか。

オ その他(10点)

- (ア) 環境に配慮した取組みとなっているか。
- (イ) 市内の企業の活用、雇用も含め、地域貢献に配慮がなされているか。

(3) 選定結果の通知等

選定の結果は、すべての申請者に対して書面で通知します。また、市のホームページにおいても公表します。

9 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、議会の議決を得たのち、指定管理者に書面で通知します。

(2) 協定書の締結

市は、選定委員会の選定結果を参考に決定した指定管理者候補者との協議成立後、仮協定書を締結します。その後、議会の議決をもって指定管理者として指定し、本協定を締結します。

また、各年度の実施事項を定める年度協定書を別途締結します。

(3) 留意事項

ア 市議会での議決が得られない場合、または議決を得るまでの間に指定管理者候補者を指定管理者として指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、仮協定を解除し、当該候補者を指定管理者として指定しません。この

場合、指定管理者が応募に関して負担した費用及び管理の準備のために負担した費用については、一切補償しません。

イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。この場合において、管理業務の準備のため に要した費用については一切補填しません。

(ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき

(イ) 資金事情の悪化により、管理業務の履行に支障があると認められるとき

(ウ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

10 事業報告、調査、指示等

(1) 事業報告書等の提出

ア 月例業務報告書の提出

毎月の管理実施内容等を管理日誌に記載するとともに、毎月10日までに前月の月例業務報告書を市に提出し、毎月1回調整会議を開催します。なお、様式の記載内容等については、市と指定管理者が協議して決めることとします。

イ モニタリングの実施

指定管理者は、毎月、自己評価を実施し、その結果を市に報告するものとし、自らの業務能力の向上を図るよう努めるものとし、

また、市は、管理業務に関する定期評価及び随時評価を行い、指定管理者は、定期評価及び随時評価に関し、市から指示を受けた場合は、その指示に従うものとし、

ウ 事業報告書の提出

指定管理者は、年度分の事業報告書を作成して、翌年度の4月30日までに市へ提出していただきます。

(2) 調査・指示

市は、必要に応じて報告を求め、又は、調査を行い、指示を行うことができるものとし、

(3) 帳簿書類等の提出要求

市の求めに応じ、指定管理者は帳簿、書類、その他の記録を提出する必要があります。また、市の監査委員による監査を実施する場合があります。

11 その他

(1) 指定管理者の履行責任に関する事項

ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告することとします。

イ 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合は、速

やかに市に報告することとします。

ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合、市と事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

ウ その他

前記に規定するもののほか、市及び指定管理者双方の事情により事業の継続が困難となった場合については、市と指定管理者とは誠意をもって協議するものとします。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者とは誠意をもって協議するものとします。

ア 指定管理者と市の責任分担

深丘園の管理運営についての指定管理者と市の責任分担については、次のとおりとします。なお、定めがない場合又は疑義がある場合は双方の協議の上決定します。

	責任の内容	指定管理者	市
施設等の修繕	大規模な修繕・改修		○
	小規模な修繕（1件あたり50万円以下のもの）であって、協定書で定めた予算の範囲	○	

施設等の損傷	施設等の管理上の ^{かし} 瑕疵によるもの	○	
	上記以外のもの	事案ごとに市と指定管理者が協議して定める	
利用者等への損害賠償	施設等の管理上の ^{かし} 瑕疵によるもの	○	
	上記以外のもの	事案ごとに市と指定管理者が協議して定める	
火災保険加入			○
賠償責任保険加入		○*	
包括的な管理責任			○

※賠償責任保険

指定管理者の損害賠償の履行を担保するため、指定管理者の負担で市が加入している損害賠償保険と同じ内容以上の損害賠償保険に加入するものとしてします。

【市が加入している損害賠償保険の内容】

身体障害：1名 1億円・1事故 10億円

財物損壊：1事故 2,000万円

1.2 スケジュール

月 日	内 容
令和8年	
7月 1日（水）～8月21日（金）	募集要項の配付期間（土日祝日を除く）
7月14日（火）	現地説明会（事前申込要）
7月21日（火）～7月31日（金）	質問事項の受付期間（土日を除く）
8月 7日（金）	質問に対する回答
8月10日（月）～8月21日（金）	申請書の受付期間（土日祝日を除く）
8月下旬～10月下旬（予定）	選定委員会による審査
11月上旬（予定）	選定結果通知及び仮協定書締結
12月下旬	指定管理者の指定
12月下旬	指定の通知及び結果の公表

令和9年 1月～3月	本協定書締結及び事務引継
4月	指定管理業務の開始

13 問い合わせ先

〒366-8501

埼玉県深谷市仲町11番1号

深谷市役所市民生活部市民課

電話番号 048-571-1211

FAX番号 048-574-6666

メールアドレス simin@city.fukaya.saitama.jp